

2018年度（平成30年度） 金沢大学人間社会学域法学類 編入学試験問題

出題趣旨・講評

(2017年9月5日9時30分～11時30分実施)

問1 次の文章を読んだうえで、以下の設問に解答しなさい。

【引用文省略】

(スティーブン・シャベル著，田中亘=飯田高訳『法と経済学』（日本経済新聞出版社，2010年）1-2頁）

設問（1） 下線部①について、なぜ個人の行動を合理的なものと特徴づけると、行動に対する法的ルールの影響が明らかになるのかについて、本文の例を参考にしながら答えなさい。

設問（2） 法の分析に経済学的アプローチを用いることが適切と考えられる例について、本文中に示されたものとは異なった例を示し、なぜそのような問題の分析に経済学的アプローチを用いることが適切と考えられるのかを説明しなさい。

設問（1），（2）合わせて解答用紙2枚以内に収めること

<出題趣旨・講評>

本問は、法と経済学の関係について記した受験対象者と想定される学生にとり今後の学習に重要な視点を提示すると思われる内容、かつ受験対象者になじみ深いものではないジャンルに係る出典の通りの著作を読み、その内容を正確に理解・分析し、適切な表現を用いて設問に解答できるかを問うことを目的としている。とりわけ、設問（1）は、本文に係る内容理解を重視した問題であり、本文中の例を参照するように指示したことで、適切な本文中例の参照によって理解度を表現することができるかを主眼としており、設問（2）は、本文の内容を理解した上で、その論理的なプロセスに従い、自らの思考でどのような場合に経済学アプローチが有効であるかについてアウトプットできるかを問うことに主眼を置いている。

採点の講評としては、設問（1）については、概ね出題者の意図に沿う答案が多く、受験生間の差はあまり生じなかった。設問（2）において得点に幅が出たのは、事例につい

て本文の趣旨を参照しながら、説得的な理由が示されているかという点であった。とりわけ、**Descriptive**な問いであったり**Normative**な問いであったり、法学に対して経済学がどのようなアプローチで有益な議論を提供するのかという点と、当該答案が掲げる事例との関係について、本文の趣旨に即しながら説得的な議論を展開した答案は少なく、例示も本文中の例の類に含まれるものであった。

問2 次の文章を読んだうえで、以下の設問（1）および（2）に解答しなさい。

【引用文省略】

（田中成明『法学入門〔新版〕』（2016年，有斐閣）26-27頁を一部改変）

設問（1） 下線部①にあるように、同一の行為に対する法的責任を追及するにあたって、なぜ民事法と刑事法では異なった手続がとられているのか。このことについて、民事責任と刑事責任を問う目的、それぞれの責任を追及する当事者の違い、法律の適用のあり方などの観点から説明しなさい。

設問（2） 下線部②について、被害発生防止や被害者救済が実効的に行われにくい理由について具体例を挙げて説明しなさい。公害被害や消費者被害以外の事例を挙げてもかまいません。

設問（1），設問（2）合わせて解答用紙2枚以内に収めること

<出題趣旨・講評>

本問は、民事法と刑事法の基本的な考え方を問うものである。法学部の1，2年生で学ぶ基礎的内容を十分に理解した上で、論理的に解答を記述しているかを中心に評価した。

設問（1）については、基本的な論述はなされているものの、設問にあげたすべての観点を踏まえて論述する答案はかならずしも多くなかった。設問（2）については、裁判一般の問題点を論じる答案が大半であり、被害者が多数である場合や被害が少額である場合の問題

について論じる答案は多くなかった。

【面接】（13時から15時まで）

受験生自身が関心を有している最近の法的・政治的な社会問題を挙げてもらい、それについて質疑応答をすることで、当該問題の正確な内容を理解しているか、自分の意見を論理的に主張できるか、相手の質問に的確に答えることができるか、といった点を確認するとともに、場合によっては志望理由書の内容についても質問を行った。